

本事業におけるサステナブルツーリズム※₁推進計画※₂や補助対象の整理は以下のとおりです。
地域での滞在・体験を通じて日本ならではの持続可能性の仕組みや地域への貢献を実感できる価値体験を生み出し、観光利用と地域資源の保全の両立のための好循環の仕組みづくりと連動したコンテンツの造成に必要な施設等の改修・整備や設備・備品の購入等に係る経費の一部を補助します。
(国立・国定公園に係る事業については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施します。)

サステナブルツーリズム推進計画

(計画申請者)

本補助金の対象とする事業

(補助対象事業者)

<設備・備品の購入>

補助上限：500万円 (1/2補助)

- ✓ 地域の自然・文化・歴史・産業等の保全につながる好循環の仕組みづくりを目的として観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資するツアーや体験等のコンテンツに必要な設備・備品の購入等に要する経費。

<施設改修・整備>

補助上限：5,000万円 (1/2補助)

- ✓ 地域の自然・文化・歴史・産業等の保全につながる好循環の仕組みづくりを目的として観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資するツアーや体験等のコンテンツに必要な施設等の改修・整備に要する経費。

本補助金外で取り組む事業

サステナブルツーリズム推進計画内に本補助金による支援を受けず独自に実施する又は実施している取組がある場合はご記載ください。

1. サステナブルツーリズム推進計画

- 申請締切：**令和5年4月13日 14:00**
- 申請者：次のいずれかに該当する者
地方公共団体・観光地域づくり法人
(DMO)・民間事業者等

2. 補助金交付申請

- 受付時期：
6月中旬頃 (予定)
- 申請者：各補助対象事業者※₃

※₃ 補助対象事業者：実際に事業を実施し、財産管理をする事業者等

原則として、計画申請者が各交付申請をとりまとめて提出してください

× 支援対象とならない取組 (例)

- × プロモーション費用
- × Web観光コンテンツサイトの作成費用
- × コンテンツ自体の造成費用
- × 人件費・事務所光熱費等の経常的な経費

※₁ サステナブルツーリズム：訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光 (UNWTOにおける定義)

※₂ サステナブルツーリズム推進計画：本事業を進めるにあたって地域において作成していただく計画で、本公募の申請様式に必要な事項を入力いただいたもの。既に同一の趣旨を含んで策定されているものを上位計画とし、その内容を本計画に具体的に展開する形で記載頂くことも可能。

■ 計画申請書 (様式1) 記載に当たって

次の表をご参照の上、計画申請書 (様式1) にご記載ください。

取組内容	計画申請書 (様式1) 記載箇所
サステナブルツーリズム推進計画	「Ⅱ 計画の概要」
本補助金の対象とする事業	「Ⅲ 計画の詳細」の「1. 具体的な取組内容」
本補助金事業外で取り組む事業	「Ⅲ 計画の詳細」の「5. 本計画と連動する取組」の「②本計画及び事業と相乗効果が期待できる今後実施予定の取組」

サステナブルツーリズム推進計画の
選定・内定通知

サステナブルツーリズム推進計画

- **計画申請者**
地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等
- **補助率と補助上限額**
補助率：1 / 2 以内
補助上限額：①設備・備品購入等・・・1計画当たり500万円
②施設等改修・整備・・・1計画当たり5,000万円
※下限は特にありません
- **申請締切**
令和5年4月13日(木) 14:00
※申請書の提出は電子メールのみ

選定

有識者を含めた委員会等により、総合的に評価を行った上で選定

内定通知 (令和5年6月上旬頃)

補助金交付申請

- **交付申請者（補助対象事業者）**
内示を受けたサステナブルツーリズム推進計画に参画している事業者
注 補助対象事業者ごとに個別に申請（計画申請者がとりまとめて観光庁に提出）
- **補助率と補助上限額**
補助率：1 / 2 以内 補助上限額：内示した金額
- **申請受付期間**
令和5年6月中旬頃

交付決定・事業開始 (令和5年7月上旬頃)

遂行状況報告書提出 (四半期ごとの提出)

完了実績報告書提出

(事業完了日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い日)

補助金の支払い

交付申請・交付決定

事業実施

精算